

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	優先順位	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
中小企業信用保険法第2条	中小企業信用保険上、NPO(非営利法人)は信用保険の対象外としている。	b	1	NPOが中小企業と扱われていない現状において、財政支援を伴う信用保険の対象とすることは是非を検討するためには、NPOの活動実態や収益事業の状況、さらには資金ニーズや民間金融機関の貸出動向等の実態を把握の上、検討することが必要。 この点、各地域の信用保証協会が自らの判断でNPOに保証を行うことは信用保証協会法上は可能であり、一部の保証協会においては、NPOに対する保証制度があるが、民間金融機関の利用実績は極めて限定的である。 今後は、これら民間金融機関の動向も踏まえ、中小企業振興の観点からの必要性を含め、総合的に検討する必要がある。		検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	b	-	基本的には前回お答えしたとおり、今後、各保証協会のNPOに対する保証実績が増加してきた段階において検討したい。	z15001	経済産業省	信用保証協会の保証対象の拡大	5021	5021016			都銀懇話会	16	A	信用保証協会の保証対象の拡大	・特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。		・NPO法人には、中小零細法人が多い、主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定。NPO法人による信用保証協会の保証利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 ・NPO法人の多くは医療・福祉分野関連、NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを失っている。 ・こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべき。	中小企業信用保険法第2条	
中小企業信用保険法施行令第3条	中小企業信用保証協会の保証付債権が譲渡された場合に保証関係が継続する要件を、整理回収機構や中小企業再生支援協議会などの再生計画に基づき場合等に限定している。	c	-	平成17年6月20日に取りまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告において、保証付債権の譲渡については十分な再生可能性がある計画に基づき必要があるため、保証付債権の譲渡が認められる場合は、中小企業再生支援協議会の再生計画により妥当と判断される場合等に限り、べきとの指摘がなされている。 この点を踏まえ、今後改正等を行う。 中小企業再生支援協議会等の公的再生支援機関が策定支援した再生計画及び私的整理ガイドラインに基づいた再生計画による譲渡のみ認めることとしていること。 いずれの場合も再生計画を活用するのは民間金融機関であること、については民間の策定した再生計画であっても認められること、そして本制度改正はこれまでの要望も踏まえて実施したことであり、今後、民間金融機関による積極的な企業再生の取組みが期待される。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 本規制の見直しを実現されれば、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。こうしたことを踏まえ、本要望の再検討をお願いする。	c	-	基本的には前回お答えしたとおり、本制度改正については、金融機関の代表の方にも議論に加わっていただけており、また、中小企業政策審議会基本政策部会及び信用補完制度のあり方に関する検討小委員会の報告における、「譲渡が認められる場合は、中小企業再生支援協議会の再生計画により妥当と判断される場合等に限り、べきとの指摘に基づき、中小企業の再生のために実施したものである。なお、民間の企業再生の枠組みという点では、私的整理ガイドラインに基づいた再生計画による譲渡の場合について、民間の策定した再生計画であっても認められることであり、今後、民間金融機関による積極的な企業再生の取組みが期待される。	z15002	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	5021	5021025			都銀懇話会	25	A	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	・サービサーや再生ファンドに対する保証付債権の譲渡が認められる要件について、整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定しない。		・企業再生については、中小企業庁や整理回収機構をはじめとする「官」における取組みとともに、民間での取組みも進められてきている。こうしたことを踏まえれば、協会保証付債権の譲渡対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定する必要性はない。 ・協会保証付債権の譲渡範囲に関する条件が緩和されれば、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。また、これによって、民間サービサーやファンド事業のマーケット拡大も期待される。	中小企業信用保険法施行令第1条の3、中小企業信用保険法施行規則第1条の3	
		c	-	0						z15003	全庁	独立行政法人並びに、政府官掌の公益法人、社団、財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイシー	1	B	独立行政法人並びに、政府官掌の公益法人、社団、財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理、合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると見込めます。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者、一般旅行業取扱主任者、宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を要望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府官掌でなくてはならない明確な事由が、見当たらないこと、民間に出来ない事由が明確でないことによる国家資格試験の民間開放を要望致します。	全庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないとなっているもの、 各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務請負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。
特許法第9条第1項、第12条	特許法第9条第1項では、通常実施権の設定を登録していなければ、それを第三者に対抗することはできません。しかし、信託法第12条において、特許権者が通常実施権者(未登録)との契約を無視して特許権等を信託譲渡した場合、通常実施権者(未登録)は当該信託譲渡を取り消すことが可能です。	d	-							z15004	経済産業省	知的財産信託における特許権の通常実施権の取扱いの改正	5062	5062006			社団法人電子情報技術産業協会	6	A	知的財産信託における特許権の通常実施権の取扱いの改正	改正信託法下による知的財産信託においては、多数の特許権等の流動化が今より盛んになることが予測されるため、特許権等の通常実施権の登録上の問題点等を検討し、通常実施権者等のビジネス状況を保持し、且つ有効な知財信託制度の構築を図るべきである。		改正信託法下では、通常実施権者が信託会社に信託譲渡する場合も想定される。この場合、現行の特許法に基づいて考えると、その通常実施権を設定登録していなければ、その通常実施権者は信託会社に対して自らの通常実施権を対抗することができない。しかしながら、現在、特許権等の実施許諾契約においては、特許権者または通常実施権者は通常実施権の設定登録を行っていないことが一般的である。 こういった状況で特許権者が通常実施権者(未登録)との契約を無視して、特許権等を信託譲渡した場合、当該通常実施権者との間で紛争が生ずる可能性がある。このような紛争が多発すれば、信託会社は特許権等の受託をためらうこととなり、ビジネスツールとしての信託制度の活用の可能性が減じる。 なお、通常実施権の設定登録をしなれば信託会社に対抗できないとする現行の規定が維持された場合、その登録の煩雑さ且つ費用のかかる登録手続きが特許権者または通常実施権者に発生し、信託に対して後ろ向きなものと思われる。 よって、今後は、設定登録がなされていない通常実施権者が信託会社に	特許法第99条第1項	



該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	優先順位	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
火薬類取締法第25条第1項	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	c	-	火薬類の消費の許可は、火薬類取締法における火薬類の災害防止、公共の安全確保等の目的を達するため、行政主体が私人に対して一方的に法律関係を形成する行政行為であり、このような許可事務を民間に委託することはできない。		許可事務であるからと言って、市場化テスト・民間開放になじまないとは言えない(例えば、地方自治法に基づく「指定管理者」制度においては、民間事業者たる指定管理者が「処分」を行うことを想定している)。この点を踏まえ、市場化テスト・民間開放の実施について、更に検討いただきたい。			火薬類は爆発等の危険性を有し、その取扱い如何によっては公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、火薬類取締法では、火薬類の製造、消費、譲渡・譲受その他の取扱いに対し必要な規制を行っている。 かかる観点から、火薬類の消費について原則禁止及び許可制としているが、これは、火薬類による災害防止及び公共の安全確保、つまり火薬類の取扱い当事者のみならず第三者を含む国民の生命や財産を守るといった火薬類取締法の目的を達するため、行政主体が私人に対して一方的に法律関係を形成する行政行為であるため、このような公益性・公共性の高い許可事務を民間に委託することはできない。 なお、地方自治法に基づき公の施設の管理について民間事業者等への委託を可能とする「指定管理者制度」は、住民の利用に広く供することを目的とした公の施設を対象とするもので、正当な理由がない限り「利用」することを認めることが前提となっていること、及び、当該制度において指定管理者の行うことが想定される「処分」は、施設の管理権限に附随する非権力的な性格のものであることから、このような施設の管理事務と火薬類取締法の許可事務とは、全く性格の異なるものである。	z15009	経済産業省	火薬類消費許可の市場化テスト	5094	5094001			佐藤貿易	1	B	火薬類消費許可の市場化テスト	火薬類の消費の許可の事務を民間に委託する。		火薬類の消費の許可は都道府県の自治事務とされているが、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、都道府県が独自に条例を定めれば、市町村に権限を委譲することが可能である。しかし、火薬類の消費の許可は、火薬類取締法に関する専門的な知識を必要としており、このような専門的な知識を有する職員を全ての市町村に置くことは、行政事務の効率性の観点から望ましくないとされているところ、このため、民間にこの事務を委託することは行政事務の効率化の観点から望ましいと思われる。	火薬類取締法第25条第1項	
火薬類取締法第17条第1項	火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。	c	-	火薬類の譲受の許可は、火薬類取締法における火薬類の災害防止、公共の安全確保等の目的を達するため、行政主体が私人に対して一方的に法律関係を形成する行政行為であり、このような許可事務を民間に委託することはできない。		許可事務であるからと言って、市場化テスト・民間開放になじまないとは言えない(例えば、地方自治法に基づく「指定管理者」制度においては、民間事業者たる指定管理者が「処分」を行うことを想定している)。この点を踏まえ、市場化テスト・民間開放の実施について、更に検討いただきたい。			火薬類は爆発等の危険性を有し、その取扱い如何によっては公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、火薬類取締法では、火薬類の製造、消費、譲渡・譲受その他の取扱いに対し必要な規制を行っている。 かかる観点から、火薬類の譲受について原則禁止及び許可制としているが、これは、火薬類による災害防止及び公共の安全確保、つまり火薬類の取扱い当事者のみならず第三者を含む国民の生命や財産を守るといった火薬類取締法の目的を達するため、行政主体が私人に対して一方的に法律関係を形成する行政行為であるため、このような公益性・公共性の高い許可事務を民間に委託することはできない。 なお、地方自治法に基づき公の施設の管理について民間事業者等への委託を可能とする「指定管理者制度」は、住民の利用に広く供することを目的とした公の施設を対象とするもので、正当な理由がない限り「利用」することを認めることが前提となっていること、及び、当該制度において指定管理者の行うことが想定される「処分」は、施設の管理権限に附随する非権力的な性格のものであることから、このような施設の管理事務と火薬類取締法の許可事務とは、全く性格の異なるものである。	z15010	経済産業省	火薬類譲受許可の市場化テスト	5094	5094002			佐藤貿易	2	B	火薬類譲受許可の市場化テスト	火薬類の譲受の許可の事務を民間に委託する。		火薬類の譲受の許可は都道府県の自治事務とされているが、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、都道府県が独自に条例を定めれば、市町村に権限を委譲することが可能である。しかし、火薬類の譲受の許可は、火薬類取締法に関する専門的な知識を必要としており、このような専門的な知識を有する職員を全ての市町村に置くことは、行政事務の効率性の観点から望ましくないとされているところ、このため、民間にこの事務を委託することは行政事務の効率化の観点から望ましいと思われる。	火薬類取締法第17条第1項	
火薬類取締法第3条	火薬類の製造の業を営もうとする者は、製造所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。	d	-	がん具煙火への新たな追加指定を要望し、それを目的として「新規がん具煙火追加要望審査実施要領」(平成17年3月28日付け原子力安全・保安院内規)の別添(がん具煙火の安全性評価基準)に定める安全性の判定試験を実施するために火薬類を製造する行為は、火薬類取締法第4条但し書で規定している理化学上の実験に該当するものと解され、経済産業省令で定める数量以下であれば現行法においても無許可で製造することができる。					新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可製造	5094	5094003			佐藤貿易	3	A	新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可製造	新規がん具煙火として指定を受ける際に、新規事業者あるいは火薬類製造保安責任者免状を有する等一定の資格がある者が、安全性の確認のために火薬試料(新規がん具煙火検査用試料)を製造する場合は、毎回一定量まで無許可で製造できるようにしていただきたい。		経済産業省より新規のがん具煙火として指定を受けるには、事業者が火薬(新規のがん具煙火)を製造して安全性の確認検査を実施し、その検査結果を経済産業省に提出しなければならない。火薬を製造するには経済産業大臣より火薬の製造の許可を受けなければならない。このため、安全性の確認を行うための少量の火薬を製造する場合でも、火薬製造事業者と同じ火薬の製造の許可が必要となり、安全性の確認検査用火薬試料(新規がん具煙火検査用試料)が全く製造できない状況にある。	火薬類取締法第3条				
火薬類取締法第25条第1項	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	d	-	がん具煙火への新たな追加指定を要望し、それを目的として「新規がん具煙火追加要望審査実施要領」(平成17年3月28日付け原子力安全・保安院内規)の別添(がん具煙火の安全性評価基準)に定める安全性の判定試験として、火薬類を消費する行為は、火薬類取締法第25条第1項但し書で規定している理化学上の実験に該当するものと解され、経済産業省令で定める数量以下であれば現行法においても無許可で消費することができる。					新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可消費	5094	5094004			佐藤貿易	4	A	新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可消費	新規がん具煙火として指定を受ける際に、新規事業者あるいは火薬類取扱保安責任者免状を有する等一定の資格がある者が、安全性の確認のために火薬試料(新規がん具煙火検査用試料)を消費する場合は、毎回一定量まで無許可で消費できるようにしていただきたい。		経済産業省より新規のがん具煙火として指定を受けるには、事業者が火薬(新規のがん具煙火)を製造して安全性の確認検査を実施し、その検査結果を経済産業省に提出しなければならない。この安全性の確認検査を行うためには都道府県知事より毎回、火薬の消費の許可を受けなければならない。このため、安全性の確認を行う毎に都道府県知事に許可の申請作業を行わなければならない。安全性の確認検査(消費)が容易に行えない状況にある。	火薬類取締法第25条第1項				

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	優先順位	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
投資顧問法第31条 商品ファンド法第33条等	認可投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため認められないものについて、内閣府大臣の承認を受けたときは、他の業務を営むことができる。また、商品投資顧問業者は、兼業に関して事後届出が必要。	d	-	投資一任契約に係る業務を行う証券投資顧問業者は、その他の資産を運用することについて、公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば、承認を受けて兼業として運用することは可能であると考え、 また、商品投資顧問業者に関しては、承認手続は必要なく、事後に届け出ることにより、その他の資産を運用することができる。						z15013	金融庁・農林水産省・経済産業省	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	5099	5099001			オリックス株式会社	1	A	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	現在、商品投資顧問業者が証券投資顧問業の一任業務の許可を受け、商品投資顧問業との兼業が認められた場合でも、有価証券以外の金融先物取引・外国為替先物取引の投資顧問・運用業務について取扱いが明確化されていない。これを認め、海外でManaged Futuresと呼ばれる投資商品の運用を可能とすることを要望する。同時に、現在検討されている投資サービス法上の運用業者において、Managed Futuresの運用を認めることを要望する。	従来、Managed Futuresを運用するためには、海外に資金を持ち出した上で海外の運用業者に委託しなければならなかったが、国内での運用が可能となり、市場の活性化が実現し、投資家のリスク分散も可能となる。			これまでは本邦投資家がManaged Futuresで運用しようとした場合、海外に資金を持ち出して海外の業者に運用させることになった。本要望が実現すれば、日本の法規制に基づく(商品ファンドとは異なり、運用対象や金額等の比率・制限等がない)Managed Futuresの運用委託が可能となる。日本の場合は証券投資顧問業と商品投資顧問業が縦割り規制となっており、仮に両ライセンスを取得しても、運用対象と指定されていない先物取引で運用できない。米国のような横断的なルールとして現在検討されている「投資サービス法」上でManaged Futuresの運用をみとめていただきたい。	
国家公務員法等	国家公務員法等で再就職等に一定の制限等が行われている。	d	-	職員の再就職については、職員の有する知識・経験・能力等を踏まえ、適材適所という観点から行われている。指摘されている関係企業への再就職については、既に国家公務員法で、離職後2年以内に、その離職前5年間に在職していた国の機関と関係していた営利企業への再就職は禁止(人事院の承認を得た場合にはこの限りでない)されており、必要な対応は行われている。		要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。(1)国家公務員法第103条第2項で「職員は、離職後2年間は、営利企業の地位で、その離職前5年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」としていますが、2年間であることの根拠があるわけではなく、また再就職による関連企業等への利益誘導事例が先般日本道路公団を舞台にありました。役職者については年限を設けず禁止することが必要な事例です。例えば、財務省の役職者が、現にJTの役職者として天下っています。例えば現JT会長は財務省元主計局長であり、副社長の一人は元造幣局長であるなど、行政機関が管理監督権限を有する企業に迂回して就職していることは、癒着を生み、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわないために、天下りによる関連企業等への利益誘導が絶対に起こらないような保証制度が創設されない限り、役職者については年限を設けず禁止することが必要です。(2)省庁の幹部職員が、定年前に辞め、管理監督権限を有する企業や関連機関に再就職する慣習がある場合があって、それが癒着や利益誘導を有する可能性が否定できないケースがあることが懸念されます。このような慣習は原則的に止めるべきではないでしょうか。		職員の再就職については、職員の有する知識・経験・能力等を踏まえ、適材適所という観点から行われている。指摘されている関係企業への再就職については、既に国家公務員法で、離職後2年以内に、その離職前5年間に在職していた国の機関と関係していた営利企業への再就職は禁止(人事院の承認を得た場合にはこの限りでない)されており、必要な対応は行われている。	z15014	全省庁	行政機関の役職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子ども無煙環境を」推進協議会	14	A	行政機関の役職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えばJTやたばこ協会、販売組合など)に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多くあるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令			
中小企業信用保険法施行規則第8条	平成17年12月1日の省令改正により、純資産額が1億円以上3億円未満の中小企業者も対象として加えられたところ。	d	-	平成17年6月20日にとりまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告や、これまでの要望も踏まえて、今般省令改正を行い、特定社債保証制度において、純資産額が1億円以上3億円未満の中小企業者も対象として加えたところ。(平成18年1月10日施行)						z15015	経済産業省	信用保証協会による社債保証制度(「特定社債保証制度」)の適債基準の緩和	5116	5116010			社団法人第二地方銀行協会	10	A	信用保証協会による社債保証制度(「特定社債保証制度」)の適債基準の緩和	純資産額1億円以上3億円未満の中小企業等も対象として加える。			地域金融機関の主要取引先である中小企業や成長企業等において多様な資金調達が可能となり、地元企業の成長・発展が期待できる。	・中小企業信用保険法第3条の9 ・中小企業信用保険法施行規則8条	
	平成13年12月より先掛債権担保保険保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	d	-	当省においては対応済み		省庁間での統一した対応を願いたい。	d	-	本省においては信託会社やSPCも含めて対応済み	z15016	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。			本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	優先順位	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
中小企業金融公庫法附則第7項、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第8条第1項、機械類信用保険法第3条の2、第9条第2項、第1条	機械類信用保険については、平成15年4月1日をもって廃止されたところ、一方、機械類信用保険法廃止前の保険関係(以下「旧保険関係」)については、既に成立している当該旧保険関係に係る具体的な私人間の権利及び義務を保護する観点から、引き続き中小企業金融公庫が保険金の支払及び回収金の回収等の業務(機械類信用保険経過業務)	b	-	被保険者の適切な債権の管理が担保されることを前提として、債権譲渡の可否を含め、適切な債権管理の在り方、整理措置の導入等につき検討を行い、平成17年度内を目途に具体的な措置内容につき結論を得た上で、平成18年度内に措置を行うこととする。	要望者からの下記再意見を踏まえ、検討の方向性について具体的に示されたい。  被保険者の適切な債権の管理が担保されるべきことは、論を待たないが、リース会社として、サービス一定の売却は、損失を伴う重大な経営判断であり十分尊重されるべきものとする。また、債権管理の在り方や整理措置の検討に当たっては、わが国の設備投資の約1割を占めるリース業界の不良債権の処理促進による財務健全化の観点からも検討願いたい。				債権譲渡の可否も含めた適切な債権管理の在り方、整理措置の導入について、既存の債権整理スキーム(中小保険、税法、国の債権管理に関する法律)との整合性も考慮しつつ検討しているところ。 平成17年度内を目途に具体的な措置内容につき結論を得た上で、平成18年度内に措置を行うこととする。	z15017	経済産業省	機械類信用保険付債権の譲渡の容認	5118	5118007			社団法人リース事業協会	7	A	機械類信用保険付債権の譲渡の容認	機械類信用保険は、平成14年12月、「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」が成立し、新規保険契約の引受けが停止し、廃止が決定した。廃止が決定しているにも拘らず、(1)回収業務についての期限の明示がないことから、業務量は縮小することは見込まれるものの、業務効率化が阻害されている。(2)機械類信用保険付債権のサービサー等への譲渡が容認されていないことから、信用保険関係を終結させることができず、不良債権を保有し続けなければならない。管理コスト負担が大きい。よって、機械類信用保険付債権のサービサー等への譲渡を容認することにより、業務効率化及び管理コスト削減を図る。	不良債権処理の促進債権売却により回収した額の50%を回収金として中小企業金融公庫に納付することで、保険関係を終結させる。	経済産業省からの回答では、「平成17年度内を目途に具体的な措置内容につき結論を得た上で、必要に応じて平成18年度内に措置を行うこととする。」とのことであるが、不良債権処理及び財務健全化を早期に実現する為、早急の対応を希望する。債権の譲渡が容認されていないことは、リース会社の不良債権処理促進の大きな阻害要因となっている。この取扱はサービサー法等債権回収業務が法的にも認知され、不良債権処理の有力な手段となっている現実とそぐわないものと考える。	中小企業金融公庫法附則第7項、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第8条第1項、機械類信用保険法第3条の2、第9条第2項、第1条	
投資顧問業法第31条、商品ファンド法第33条等	認可投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資を保護のため支障を生ずることがないものと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、他の業務を営むことができる。また、商品投資顧問業者は、兼業に關して事後届出が必要。	d	-	投資一任契約に係る業務を行う証券投資顧問業者は、その他の資産を運用することについて、公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば、承認を受けて兼業として運用することは可能であると考え。また、商品投資顧問業者に關しては、承認手続は必要なく、事後に届出ることにより、その他の資産を運用することができる。					単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	z15018	金融庁・農林水産省・経済産業省	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	5118	5118027			社団法人リース事業協会	27	A	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	現在、商品投資顧問業者が商品投資顧問業の一任業務の許可を受け、商品投資顧問業との兼業が認められた場合でも、有価証券以外の金融先物取引、外国為替等先物取引の投資顧問・運用業務について取扱いが明確化されていない。これを認め、海外でManaged Futuresと呼ばれる投資商品の運用が可能とすることを要望する。同時に、現在検討されている投資サービス法上の運用業者において、Managed Futuresの運用を認められることを要望する。		これまで本邦投資家がManaged Futuresで運用しようとした場合、海外に資金を持ち出して海外の業者に運用させることとなっていた。本要望が実現すれば、国内でManaged Futuresの運用委託が可能となり、従来の投資商品と異なるManaged Futuresへの投資が容易となり、投資家の分散投資効果を高めることができる。同時に、国内先物市場の拡大、活性化が図れる。また、日本の場合は証券投資顧問業と商品投資顧問業が縦割りで規制となっており、仮に両ライセンスを取得しても、運用対象と指定されていない先物取引で運用できない。米国のような横断的なルールとして現在検討されている「投資サービス法」上でManaged Futuresの運用をみとめていただきたい。		
国家公務員法等	コンプライアンスの強化については、今年8月に経済産業大臣を本部長とする監察本部を設け、綱紀粛正に関する措置、予算執行に関する監査の実施、職員の服務義務違反や違法な会計処理に関する処分の状況等について調査審議することになっている。	d	該当なし	不正行為や非倫理行為の未然防止については、監察本部の設置とともに、服務や会計処理に関する相談窓口(ヘルプライン)の創設や服務等に関する職員へのヒアリングの実施などを通じて行われている。また、コンプライアンス意識の向上については、今年度より、服務研修を抜本的に強化するとともに、コンプライアンスに関するメールを发出するなどして、その意識の向上に全力で取り組んでいるところであり、必要な対応は行われている。					コンプライアンス監査システムの導入	z15019	全庁庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行为を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価。コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることである。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	なし	
産業省の所管する法令に係る行政機関が特に行き届く場合を除き、オンライン手続における情報通信の技術の活用に関する法律施行規則(平成15年経済産業省令第8号)関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の活用に関する	オンライン化法令においては、行政機関が特に行き届く場合を除き、オンライン手続には電子署名をし、電子証明書を添付することとされている。また、各府省の運用システムは、一部例外の手続を除き、オンライン化法令に沿って電子署名をし、電子証明書が添付されたオンライン申請等であれば受け付けられないようになっている。	b	-	現在、オンライン手続を行った者を特定すること及び手続内容に改変が行われていないかどうかを確認することを目的とし、それらを達成するための現時点の最適な方法として、オンライン化法令上及び電子申請システム上、ほぼすべての手続について一律に電子署名、電子証明書を求めている。これが真に適切かどうか、各手続の性質等を十分念頭に置きつつ、オンライン化利用促進の観点から改めて検討したい。 また、利用目標の設定、利用状況の開示、電子申請システムを利用する者の意見を適切に反映できる仕組み作りについても、検討したい。					利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	z15020	全庁庁	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	電子的な手続を躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続に一律に公的認証を求めるとは、手続ごとにリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続には公的認証なしで簡易に手続ができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続に伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえでという条件にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続が非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え。また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。	現在利用が進まないオンライン手続に幅広く(利用者呼び込むために、「簡易」に利用できる手続への見直し、仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続の普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金、手数料の電子取付についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	優先順位	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
	経済産業省は、既にモデル事業において電子申告の取り扱いについて毎年度数値目標を設定し、取り組んでいるところ。	d	-	「制度の現状」とおり既に対応済み。						z15021	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一括化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に実施して欲しい。すなわちモデル事業を先行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のために幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討していただきたい。					
	労働者派遣は、労働者派遣事業者が派遣弁理士との間の雇用契約に基づき指揮命令を通じて実質的に弁理士業務を行うこととなるため、弁理士法75条で定められている業務(独占業務)については、同条に抵触すると考えられる。	c		弁理士法は、厳格な資格要件を課し、職務の誠実適正な執行のための能力的・倫理的担保のされた弁理士(又は特許業務法人)だけが、弁理士業務を行うことができる旨規定している。要望の弁理士の独占業務にかかる派遣については、派遣事業者は、弁理士を派遣すること自体により、同じ弁理士をライバル企業を扱う複数の特許事務所や特許業務法人へ派遣し(利益相反)、扱った技術内容から必ずしも適切でない弁理士を派遣させる等の問題(信用保持義務違反)が生じるおそれがあり、認めることは適切ではない。なお、弁理士の業務のうち、代理業務については、弁理士本人が依頼者から業務の委託を受けて当該弁理士本人の名において行う業務である。当該業務については指揮命令を受けることがないことから、そもそも労働者派遣の対象とはならない業務である。	職業倫理の問題と派遣禁止の問題とを単純に結びつけることは適切ではない。要望者の実務的ニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。		c		弁理士法に定める業務要件を課し、職務の誠実適正な執行のための能力的・倫理的担保のされた弁理士(又は特許業務法人)だけが、弁理士業務を行うことができる旨規定している。理由は、高度の専門知識をもった弁理士が同業務を行うことにより、依頼者の利益を保護し産業財産権の適正の保護に資するためである。弁理士が労働者派遣の対象とされた場合には、労働者派遣事業者が、弁理士との間の雇用契約に基づく派遣命令を通じて、実質的に派遣先の弁理士業務を取り扱うと判断されることがあり得る。仮に顧客に被害を生じた場合、派遣事業者は弁理士の雇用主であるにも関わらず、弁理士ではないという理由で、日本弁理士会による処分や経済産業大臣による懲戒の対象にならない、雇用主という地位のみを得て、法律上一切の処分・懲戒を受けないという形態を認めることとなり、問題である。また、派遣される弁理士は、派遣事業者の命令により派遣され、派遣先の指揮命令を受けて業務を遂行することから、依頼者から委任を受けるか否かについて自主、独立の判断ができないことが起こり得る。一方、派遣先事業者においても、労働者派遣法の規定により、事前に自己の判断に基づいて派遣弁理士を選択することはできないため、専門分野が多岐に亘る弁理士業務においては顧客のニーズに合った	z15022	金融庁・総務省・財務省・厚生労働省・経済産業省	土業者派遣の解禁	5144	5144001		(社)日本経済団体連合会	1	A	土業者派遣の解禁	全ての土業について、有資格者・登録資格者の労働者派遣を認めるべきである。				企業再生やM&A等が頻発に発生する中で、企業は短期限定的に弁理士や会計士、中小企業診断士や社労士といった専門家やその補助者といった人材を集中的に必要とするケースが多くなっており、こうした現場に相応しいプロフェッショナルを供給しよう、各種土業者の労働者派遣・紹介を認めるべきである。	公認会計士法第47条の2 弁理士法第72条 司法書士法第73条第1項 土地家屋調査士法第68条第1項 税理士法第52条 社会保険労務士法第27条 行政書士法第19条 弁理士法第75条	弁理士、外国法事務弁理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士及び行政書士の業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けない)こと、労働者派遣の対象とされていない。弁理士及び公認会計士に関しては全国規模で2005年度に措置がなされることであるが、対象範囲は非独占業務に限定されている。
	有害廃棄物の輸出入に際しては、締約国間で規制対象物となる有害廃棄物の輸出入に際しては、輸出国は輸入国又は通過国への事前通告及びその同意取得が義務付けられている。また、有害廃棄物の輸出入に際しては、同条第1項第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条、第1001条、第1002条、第1003条、第1004条、第1005条、第1006条、第1007条、第1008条、第1009条、第1010条、第1011条、第1012条、第1013条、第1014条、第1015条、第1016条、第1017条、第1018条、第1019条、第1020条、第1021条、第1022条、第1023条、第1024条、第1025条、第1026条、第1027条、第1028条、第1029条、第1030条、第1031条、第1032条、第1033条、第1034条、第1035条、第1036条、第1037条、第1038条、第1039条、第1040条、第1041条、第1042条、第1043条、第1044条、第1045条、第1046条、第1047条、第1048条、第1049条、第1050条、第1051条、第1052条、第1053条、第1054条、第1055条、第1056条、第1057条、第1058条、第1059条、第1060条、第1061条、第1062条、第1063条、第1064条、第1065条、第1066条、第1067条、第1068条、第1069条、第1070条、第1071条、第1072条、第1073条、第1074条、第1075条、第1076条、第1077条、第1078条、第1079条、第1080条、第1081条、第1082条、第1083条、第1084条、第1085条、第1086条、第1087条、第1088条、第1089条、第1090条、第1091条、第1092条、第1093条、第1094条、第1095条、第1096条、第1097条、第1098条、第1099条、第1100条、第1101条、第1102条、第1103条、第1104条、第1105条、第1106条、第1107条、第1108条、第1109条、第1110条、第1111条、第1112条、第1113条、第1114条、第1115条、第1116条、第1117条、第1118条、第1119条、第1120条、第1121条、第1122条、第1123条、第1124条、第1125条、第1126条、第1127条、第1128条、第1129条、第1130条、第1131条、第1132条、第1133条、第1134条、第1135条、第1136条、第1137条、第1138条、第1139条、第1140条、第1141条、第1142条、第1143条、第1144条、第1145条、第1146条、第1147条、第1148条、第1149条、第1150条、第1151条、第1152条、第1153条、第1154条、第1155条、第1156条、第1157条、第1158条、第1159条、第1160条、第1161条、第1162条、第1163条、第1164条、第1165条、第1166条、第1167条、第1168条、第1169条、第1170条、第1171条、第1172条、第1173条、第1174条、第1175条、第1176条、第1177条、第1178条、第1179条、第1180条、第1181条、第1182条、第1183条、第1184条、第1185条、第1186条、第1187条、第1188条、第1189条、第1190条、第1191条、第1192条、第1193条、第1194条、第1195条、第1196条、第1197条、第1198条、第1199条、第1200条、第1201条、第1202条、第1203条、第1204条、第1205条、第1206条、第1207条、第1208条、第1209条、第1210条、第1211条、第1212条、第1213条、第1214条、第1215条、第1216条、第1217条、第1218条、第1219条、第1220条、第1221条、第1222条、第1223条、第1224条、第1225条、第1226条、第1227条、第1228条、第1229条、第1230条、第1231条、第1232条、第1233条、第1234条、第1235条、第1236条、第1237条、第1238条、第1239条、第1240条、第1241条、第1242条、第1243条、第1244条、第1245条、第1246条、第1247条、第1248条、第1249条、第1250条、第1251条、第1252条、第1253条、第1254条、第1255条、第1256条、第1257条、第1258条、第1259条、第1260条、第1261条、第1262条、第1263条、第1264条、第1265条、第1266条、第1267条、第1268条、第1269条、第1270条、第1271条、第1272条、第1273条、第1274条、第1275条、第1276条、第1277条、第1278条、第1279条、第1280条、第1281条、第1282条、第1283条、第1284条、第1285条、第1286条、第1287条、第1288条、第1289条、第1290条、第1291条、第1292条、第1293条、第1294条、第1295条、第1296条、第1297条、第1298条、第1299条、第1300条、第1301条、第1302条、第1303条、第1304条、第1305条、第1306条、第1307条、第1308条、第1309条、第1310条、第1311条、第1312条、第1313条、第1314条、第1315条、第1316条、第1317条、第1318条、第1319条、第1320条、第1321条、第1322条、第1323条、第1324条、第1325条、第1326条、第1327条、第1328条、第1329条、第1330条、第1331条、第1332条、第1333条、第1334条、第1335条、第1336条、第1337条、第1338条、第1339条、第1340条、第1341条、第1342条、第1343条、第1344条、第1345条、第1346条、第1347条、第1348条、第1349条、第1350条、第1351条、第1352条、第1353条、第1354条、第1355条、第1356条、第1357条、第1358条、第1359条、第1360条、第1361条、第1362条、第1363条、第1364条、第1365条、第1366条、第1367条、第1368条、第1369条、第1370条、第1371条、第1372条、第1373条、第1374条、第1375条、第1376条、第1377条、第1378条、第1379条、第1380条、第1381条、第1382条、第1383条、第1384条、第1385条、第1386条、第1387条、第1388条、第1389条、第1390条、第1391条、第1392条、第1393条、第1394条、第1395条、第1396条、第1397条、第1398条、第1399条、第1400条、第1401条、第1402条、第1403条、第1404条、第1405条、第1406条、第1407条、第1408条、第1409条、第1410条、第1411条、第1412条、第1413条、第1414条、第1415条、第1416条、第1417条、第1418条、第1419条、第1420条、第1421条、第1422条、第1423条、第1424条、第1425条、第1426条、第1427条、第1428条、第1429条、第1430条、第1431条、第1432条、第1433条、第1434条、第1435条、第1436条、第1437条、第1438条、第1439条、第1440条、第1441条、第1442条、第1443条、第1444条、第1445条、第1446条、第1447条、第1448条、第1449条、第1450条、第1451条、第1452条、第1453条、第1454条、第1455条、第1456条、第1457条、第1458条、第1459条、第1460条、第1461条、第1462条、第1463条、第1464条、第1465条、第1466条、第1467条、第1468条、第1469条、第1470条、第1471条、第1472条、第1473条、第1474条、第1475条、第1476条、第1477条、第1478条、第1479条、第1480条、第1481条、第1482条、第1483条、第1484条、第1485条、第1486条、第1487条、第1488条、第1489条、第1490条、第1491条、第1492条、第1493条、第1494条、第1495条、第1496条、第1497条、第1498条、第1499条、第1500条、第1501条、第1502条、第1503条、第1504条、第1505条、第1506条、第1507条、第1508条、第1509条、第1510条、第1511条、第1512条、第1513条、第1514条、第1515条、第1516条、第1517条、第1518条、第1519条、第1520条、第1521条、第1522条、第1523条、第1524条、第1525条、第1526条、第1527条、第1528条、第1529条、第1530条、第1531条、第1532条、第1533条、第1534条、第1535条、第1536条、第1537条、第1538条、第1539条、第1540条、第1541条、第1542条、第1543条、第1544条、第1545条、第1546条、第1547条、第1548条、第1549条、第1550条、第1551条、第1552条、第1553条、第1554条、第1555条、第1556条、第1557条、第1558条、第1559条、第1560条、第1561条、第1562条、第1563条、第1564条、第1565条、第1566条、第1567条、第1568条、第1569条、第1570条、第1571条、第1572条、第1573条、第1574条、第1575条、第1576条、第1577条、第1578条、第1579条、第1580条、第1581条、第1582条、第1583条、第1584条、第1585条、第1586条、第1587条、第1588条、第1589条、第1590条、第1591条、第1592条、第1593条、第1594条、第1595条、第1596条、第1597条、第1598条、第1599条、第1600条、第1601条、第1602条、第1603条、第1604条、第1605条、第1606条、第1607条、第1608条、第1609条、第1610条、第1611条、第1612条、第1613条、第1614条、第1615条、第1616条、第1617条、第1618条、第1619条、第1620条、第1621条、第1622条、第1623条、第1624条、第1625条、第1626条、第1627条、第1628条、第1629条、第1630条、第1631条、第1632条、第1633条、第1634条、第1635条、第1636条、第1637条、第1638条、第1639条、第1640条、第1641条、第1642条、第1643条、第1644条、第1645条、第1646条、第1647条、第1648条、第1649条、第1650条、第1651条、第16																									

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
容器保安規則第24条第1項	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査は、車両の車検に合わせた再検査の実施を可能とするため、初回は容器検査の合格日の前日から起算して4年以内、2回目以降は2年1月以内に行うこととしている。	d	-	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器は、容器検査の合格日の前日から起算して4年以内、2回目以降は2年1月以内に行うこととしている。		回答では、「容器検査の合格日の前日より1年以内に車両に搭載し、かつ、車両の初度登録を行えば…」となっているが、実態としては、まず、輸出で検査後、輸入までの期間が3ヶ月～半年かかる。輸入後も、車両の注文までの時間半年以上かかることが多々ある。したがって、輸出国での検査から自動車の初度登録までの期間が一年を超える容器は全体の10%～20%に上る。これまでも、輸入期間の短縮化、在庫調整を行っているが、この比率を大きく下げることが困難である。本要望は、単に初回検査期間の延長を求めているものではなく、輸入時に高圧ガス保安法の承認を受けた日を起算日とする。車両の初度登録日を起算日として、初回容器検査を初度登録日から3年以内とする等の解決策について検討して頂きたいということであり、御意見の伺いをたい。			再検討要請にあるような実態に関係なく、また同要請中の具体的解決策を讀みなくとも、容器の輸入後、高圧ガス保安法に基づく容器検査を行う際、耐圧試験について、特例として認められている輸出前の製造時に実施した試験の結果データの活用を行わずに、原則どおり耐圧試験を行えば、その耐圧試験に合格した日(容器検査の合格日)の前日をもって、初回の容器再検査の期間の起算日とすることは可能である。したがって、この起算日から1年以内に、容器を車両に搭載し、かつ車両の初度登録を行えば、最初の容器再検査を乗用車の最初の車検に合わせることが、現行制度化においても可能である。	z15025	経済産業省	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査期間の見直し	5144	5144055			(社)日本経済団体連合会	55	A	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査期間の見直し	CNG容器再検査の起算日を車両の初度登録日とすべきである。	(要望理由) CNG容器の再検査は、車載で行うことが可能であり、通常車検時に実施される。初回の容器再検査期間は刻印(製造)から4年であるが、初回車検が3年の車両については、容器の車載が1年以上を要した場合には、再検査時期が初回車検より早くなるため、車検と容器再検査を一致させることが出来ない。自動車メーカーはユーザーの利便性を考慮して、車検に合わせたCNG容器を販出するため、容器メーカーは、当該CNG容器を廃棄するかまたは、価格を大幅に下げて販売している。(右欄へ続く)	左欄より続く) 実際に廃棄される容器はメーカーにより異なるが、全容積の5%～10%以上、価格ダウンを余儀なくされる容器も数10%になる。この事は大きな無駄を生み、コストダウンの障害にもなっている。	容器保安規則第24条	圧縮天然ガス自動車燃料装置用高圧ガス容器(以下、CNG容器)は高圧ガス保安法の適用を受けており、容器再検査の初回は4年以内で、以降2年1月以内に再検査を受けることが義務付けられている。
一般高圧ガス保安規則第2条第1項第2号	毒性ガスの定義として、許容濃度(許容濃度)が百分の20以下のものとする。	e	-	具体的には、以下のとおり、基本的に漏洩させることがない輸送段階での安全確保を念頭において「危険物の輸送に関する国連勧告」においては、毒性の評価としてラット等の半数致死量であるLC50やLD50による評価を採用されている。 しかしながら、高圧ガス保安法は、輸送だけでなく、製造、販売、消費、廃棄等高圧ガスのライフサイクル全般にわたって規制することを目的としており、各工程に毎日従事する労働者、消費者、周辺住民等の健康を考慮すれば、輸送の安全の確保を目的として使用されている毒性の基準であるLC50等の半数致死量のみを毒性の定義の基準として採用することは適切ではない。					再検討要請にあるような実態に関係なく、また同要請中の具体的解決策を讀みなくとも、容器の輸入後、高圧ガス保安法に基づく容器検査を行う際、耐圧試験について、特例として認められている輸出前の製造時に実施した試験の結果データの活用を行わずに、原則どおり耐圧試験を行えば、その耐圧試験に合格した日(容器検査の合格日)の前日をもって、初回の容器再検査の期間の起算日とすることは可能である。したがって、この起算日から1年以内に、容器を車両に搭載し、かつ車両の初度登録を行えば、最初の容器再検査を乗用車の最初の車検に合わせることが、現行制度化においても可能である。	z15026	経済産業省	毒性ガスの定義の見直し[新規]	5144	5144056			(社)日本経済団体連合会	56	A	毒性ガスの定義の見直し[新規]	一般高圧ガス保安規則第2条での「毒性」の定義を「急性毒性」に限定し、慢性毒性を除外し、現在の「許容濃度」を基準としたものから、国連勧告であるGHSの世界的調和に沿った内容である急性毒性を基準としたものに更新すべきである。	(要望理由) 「毒性」の定義はそもそもその物質の有する「本質的な危険有害性」に基づくべきものである。今般、GHS国連勧告をベースとした体系で世界的な調和を取ることが確立しているが、このなかでは「毒性」の定義は急性毒性を基本的な指標として用いて、「毒性」かどうかの判断根拠としている。 現在のわが国での該法的規則での定義はこれと異なり、本質的な「危険有害性」としての「急性毒性」ではなく、「労働作業がある一定時間暴露した場合の環境管理指標である」「許容濃度」をその判断の根拠としている。(右欄へ続く)	左欄より続く) またこの「許容濃度」の基準とされる米国産業衛生専門家会議:ACGIHからの勧告値は、ACGIH自らこの値を労働衛生の分野に限定して利用すべきと明示しており、急性毒性とは異なった種々の要素を考慮して、概して低く設定されているので毒性の定義にはそぐわない。一方わが国においても上記GHSでの動きに適切に対応する事は既成事実であると考えられる。 ガスの危険有害性情報(原因)と作業環境での暴露の管理(措置)という全く異なる2つの管理すべき要素を明確に区分し本来の危険有害性に基づき「毒性」の定義を行うべきである。 国際貿易において流通している同一のガスの危険性表示が異なる事は安全上適切ではない。 世界的に異なる「毒性」の定義を今後も継続していく事は妥当ではない。	一般高圧ガス保安規則第2条	一般高圧ガス保安規則第2条には現在の高圧ガスの「毒性」としての定義が定められている。これによれば「毒性ガス」とは、指名される33種のほかに「許容濃度が200ppm以下のもの」と定められている。一方国連での危険物輸送およびGHSに関するガイドラインにおいては、「急性毒性」を「急性毒性」LC50の濃度」で定めている。さらに世界的に見ても「毒性」の定義をガスの危険有害性とは直接関係しない「許容濃度」で定めている例はない。
容器保安規則第24条第1項	検査を受けたことのないものは、容器検査合格月の前月の末日(内容積4千㍓以上の容器等)については、容器検査合格日の前日、容器再検査を受けたことのあるものについては、容器再検査合格月の前月の末日(内容積4千㍓以上の容器等)については、容器再検査合格日の前日)を起算日として容器の再検査の期間を定めている。	e	-	容器検査又は容器再検査の有効期間の満期日は有効期限到来月の末日であり、同日まで高圧ガスの充てんを行うことは可能である(その他欄の例示の場合、2005年4月30日までの充てんが可能となる)。					再検討要請にあるような実態に関係なく、また同要請中の具体的解決策を讀みなくとも、容器の輸入後、高圧ガス保安法に基づく容器検査を行う際、耐圧試験について、特例として認められている輸出前の製造時に実施した試験の結果データの活用を行わずに、原則どおり耐圧試験を行えば、その耐圧試験に合格した日(容器検査の合格日)の前日をもって、初回の容器再検査の期間の起算日とすることは可能である。したがって、この起算日から1年以内に、容器を車両に搭載し、かつ車両の初度登録を行えば、最初の容器再検査を乗用車の最初の車検に合わせることが、現行制度化においても可能である。	z15027	経済産業省	高圧ガス容器の再検査期間における起算日の見直し[新規]	5144	5144057			(社)日本経済団体連合会	57	A	高圧ガス容器の再検査期間における起算日の見直し[新規]	容器保安規則の該当部分を下記のように改正すべきである。 容器再検査期間の起算日を、容器再検査合格年月の「前月の末日」から「当月の初日」に変更すべきである。4,000リットル以上の容器にあつては、容器再検査期間の起算日を容器再検査合格年月日の「前日」から「当日」に変更すべきである。	高圧ガス容器の検査周期の管理は、コンピュータで行うのが通例であり、一般的には月単位で管理している。現行法に基づき「検査合格月の前月の末日」を起算日とする方法では、月の最終日は常に期限切れとなるため、別途管理システムの変更を行わなければならないことに加え、容器の使用期間が実質的に1月近く短くなる。 また、現行法の条文解釈は難解であるため、誤った運用を行うおそれがある。	容器保安規則第24条	高圧ガス容器は製造後、容器検査及び経過年数に応じて容器再検査が必要とされている。この再検査の起算日は容器検査合格月の前月の末日と規定されている。例えば、容器保安規則では、2000年5月に容器検査に合格した容器が5年周期である場合、前月の末日は2000年4月30日であり、5年後は2005年4月29日となり、4月30日は実際には5年未満にもかかわらず、5年を経過しているとの判定となり、この日は充てんできない。	
一般高圧ガス保安規則第2条第1項第2号	毒性ガスの定義として、許容濃度(許容濃度)が百分の20以下のものとする。	e	-	具体的には、以下のとおり、亜酸化窒素は、妊娠中のラットへの反復暴露により流産骨格異常等の生殖発生毒性が認められており、これにより米国のACGIHにおいて許容濃度が50ppmに定められたものである。また、ビタミンB12の不活性化により神経障害等を引き起こす毒性があることも知られている。このように亜酸化窒素は、毒性物質であり、要望理由の中で記述されている「亜酸化窒素は、毒性ガスでない」とする考えは事実誤認である。 なお、基本的に漏洩させることがない輸送段階での安全確保を念頭において「危険物の輸送に関する国連勧告」においては、毒性の評価としてラット等の半数致死量であるLC50やLD50による評価を採用している。 しかしながら、高圧ガス保安法は、輸送だけでなく、製造、販売、消費、廃棄等高圧ガスのライフサイクル全般にわたって規制することを目的としており、各工程に毎日従事する労働者、消費者、周辺住民等の健康を考慮すれば、輸送の安全の確保を目的として使用されている毒性の基準であるLC50等の半数致死量のみを毒性の定義の基準として採用することは適切ではない。					再検討要請にあるような実態に関係なく、また同要請中の具体的解決策を讀みなくとも、容器の輸入後、高圧ガス保安法に基づく容器検査を行う際、耐圧試験について、特例として認められている輸出前の製造時に実施した試験の結果データの活用を行わずに、原則どおり耐圧試験を行えば、その耐圧試験に合格した日(容器検査の合格日)の前日をもって、初回の容器再検査の期間の起算日とすることは可能である。したがって、この起算日から1年以内に、容器を車両に搭載し、かつ車両の初度登録を行えば、最初の容器再検査を乗用車の最初の車検に合わせることが、現行制度化においても可能である。	z15028	経済産業省	亜酸化窒素(N <sub>2</sub> O)の毒性ガスの定義の見直し[新規]	5144	5144058			(社)日本経済団体連合会	58	A	亜酸化窒素(N <sub>2</sub> O)の毒性ガスの定義の見直し[新規]	亜酸化窒素は「毒性ガス」ではないと明確に定め、これに合わせる必要な法改正を行うべきである。	(要望理由) 医療用麻酔剤として直接人体に広範囲で使用されてきて、何の問題もないことはこれまでの実績が示している。 また一般的に亜酸化窒素が毒性であるとは思われていない。 欧州および米国において亜酸化窒素は毒性ガスとして取り扱われていない。(右欄へ続く)	左欄より続く) 国連危険物輸送に関するモデル規則においても亜酸化窒素は毒性ガスとして分類されていない。 欧米等においては、食品用の亜酸化窒素の利用は極めて以前から行われているのが現状である。最近わが国においても食品としてのホイップクリーム用に亜酸化窒素を用いる事が認められ、これに伴い保安法の適切な改正がされる予定である。 これらの状況から総合的に判断して、N <sub>2</sub> Oを毒性ガスとして取り扱うのは不適切である。	一般高圧ガス保安規則第2条	一般高圧ガス保安規則第2条には現在の高圧ガスの「毒性」としての定義が定められている。これによれば「毒性ガス」とは、指名される33種のほかに「許容濃度が200ppm以下のもの」と定められている。また「許容濃度」は米国産業衛生専門家会議:ACGIHの勧告値によることとしている。亜酸化窒素(N <sub>2</sub> O)はACGIHによれば「許容濃度」が50ppmとされているため「毒性ガス」と判定されている。この結果高濃度(70～80%)で麻酔ガスとして医療現場で広範囲で使用されていたり、欧米では食品用および化粧品用として幅広く利用されているにもかかわらず、国内では限定された範囲の利用に留まっている。またこの状況は海外からは奇異な規制であると取られる事もある。

該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	ルール化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
なし	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第2号に基づき中小企業基盤整備機構が実施	ー	なし	別途、規制改革・民間開放推進会議事務局と議論中。		「規制改革・民間開放推進に関する第2次答申」に基づき、来年度において、1箇所の大学校(分校)につき市場化テストを実施するとともに、来年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)が時期通常国会で成立したあかつきには、中小企業大学校の研修事業において、同法に基づく市場化テストの導入について積極的に検討いただきたい。	3	なし	「規制改革・民間開放推進に関する第2次答申」に基づき、来年度において、1箇所の大学校(分校)につき市場化テストを実施するとともに、来年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)が時期通常国会で成立したあかつきには、中小企業大学校の研修事業において、同法に基づく市場化テストの導入について積極的に検討する。	z15029	経済産業省	中小企業大学校における人材育成支援事業	5147	5147009			民間企業	9	B	中小企業大学校における人材育成支援事業	現在、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している「中小企業大学校における人材育成支援事業」を市場化テストの対象とする	民間教育機関のノウハウを活かした人材育成事業	都道府県では行うことが困難な人材育成に関する業務は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条の規定に基づき、当該法人が行うこととされている。しかし、当該法人が所管する中小企業大学校において現在実施している研修は、女性リーダーの養成や、営業スキルの養成、財務力強化、中小企業診断士試験対策など、民間企業においても十分実施可能なものであり、類似サービスを提供する民業を圧迫している。平成13年の特殊法人改革においても当該法人は廃止を含めて見直すとの結論が得られており、市場化テストの対象とすることに問題は無いと考える。		
特になし	一事業であって制度ではない	e	該当無し	当該事業は、すでに民間により実施されており、官業の民間開放のための市場化テストの対象外である。 他方、当該団体が当省から受託している事業に関し、それらの事業の中で他の民間主体でも実施可能なものについて、そのような主体にも委ねられるよう、競争的手法による契約の導入などを検討していく。						z15030	経済産業省	特許庁出願適正化等指導事業	5147	5147010			民間企業	10	B	特許庁出願適正化等指導事業	現在、社団法人発明協会が受託、実施している「特許庁の出願適正化等指導事業」を市場化テストの対象とする	弁理士や弁理士法人を活用した出願適正化等指導事業の実現	本事業は、中小企業等向けに特許普及講座や相談会を実施するものである。現在当該事業は「高度かつ専門的な知見等を必要とする」という理由から、発明協会へ随意契約によって委託されている。しかし、右事業は民間の弁理士や弁理士法人でも充分実施可能なものである。よって本事業を独占的に発明協会のみ委託するのではなく、競争を通じて、より効率的で質の高いサービスの提供が可能と判断された主体に委託すべきである。		